

京都市告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成26年3月5日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都視覚障害者支援センター（理事長 野村武夫）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市西京区大枝東長町1-67

3 事業所の名称

障害者相談支援事業所 スマイルサポート

4 事業所の所在地

京都市西京区大枝東長町1-67

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

平成26年3月1日

7 事業所番号

2634081265

(保健福祉局障害保健福祉推進室)